

事 務 連 絡
令和 2 年 4 月 16 日

公益社団法人 全日本病院協会 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

風しんの第 5 期の定期接種に係る委託料の改定について

「風しんの抗体検査及び風しんの第 5 期の定期接種に係る委託契約書」第 6 条第 3 項の委託料が改定された市区町村について、「風しんの追加的対策に係る令和元年度に発行されたクーポン券の取扱いについて」（令和 2 年 1 月 8 日厚生労働省健康局健康課・結核感染症課事務連絡。以下「1 月 8 日事務連絡」という。）に基づき取りまとめましたので報告いたします。

令和元年度に発行されたクーポン券については、「風しんの追加的対策に係る令和 2 年度の対応について（協力依頼）」（令和元年 12 月 20 日厚生労働省健康局健康課・結核感染症課事務連絡）の記 2 に基づき使用可能なものとして取り扱うとともに、被接種者が有効期限を経過した令和元年度に発行されたクーポン券を実施機関に持参した場合は、1 月 8 日事務連絡の記 1 に基づきご対応いただきますよう、委任のあった実施機関へ周知をお願いいたします。

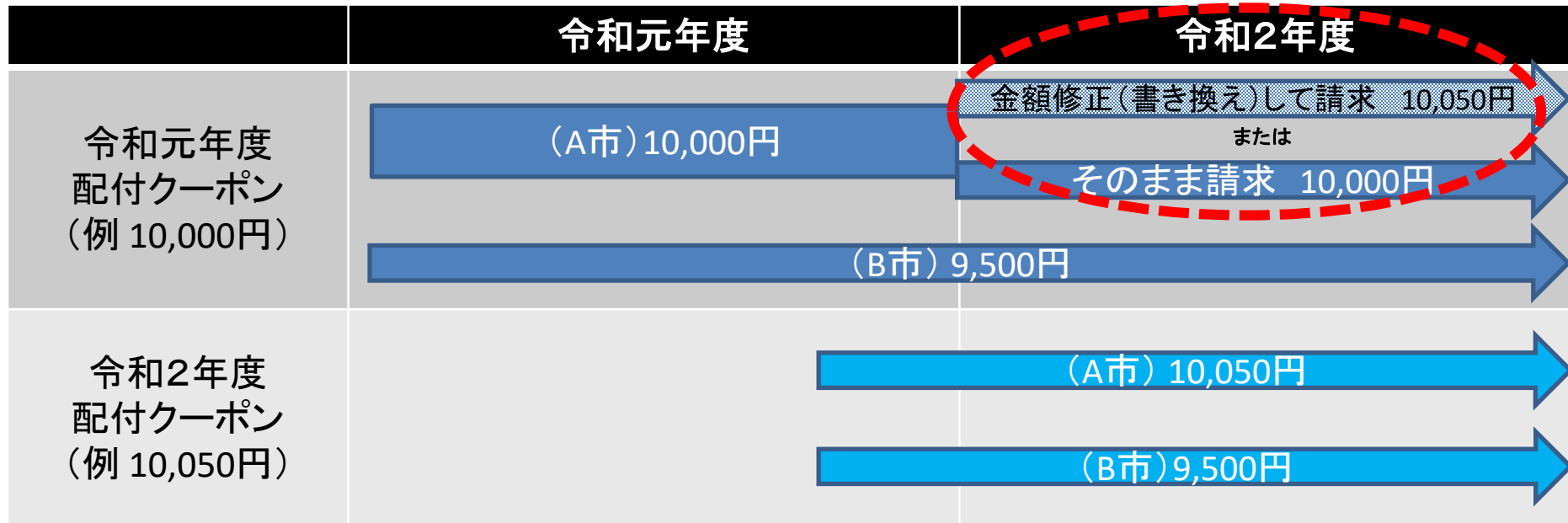
風しんの追加的対策クーポン券の取扱いについて

(令和2年度・医療機関用)

- 本取扱は、令和2年度において、風しんの追加的対策における予防接種の予診・予防接種を行い、クーポン券(券種2及び3)を用いて請求する方法をお示しするものです。
 - ※「風しんの追加的対策に係る令和元年度に発行されたクーポン券の取扱いについて」(令和2年1月8日付け厚生労働省健康局健康課・結核感染症課事務連絡)を参照
- 市区町村が、令和元年度に発行したクーポン券(有効期限が2020年3月末以前のもの)については、利用率向上のため、令和2年度も使用可能とすることとしました。(有効期限を延長)
- 予防接種の予診・予防接種の委託料(予診費用・接種費用)は、クーポン券を発行する各市区町村が決定しており、年度ごとに改定される可能性があります。
- このため、委託料を改定した市区町村が令和元年度に発行したクーポン券については、金額(予診費用・接種費用)を修正して請求する必要があります。
- 令和2年度に委託料を改定する市区町村については、厚生労働省において改定前後の委託料を一覧にまとめ、実施機関の取りまとめ者を通じて、集合契約に参加している各実施機関に提供します。
- 各実施機関は、この委託料一覧をご覧ください、クーポン券の修正を行って請求してください。

クーポン券の取扱いのイメージ

(例)A市は、令和2年度に接種費用10,000円を10,050円に変更し、B市は、令和2年度も接種費用9,500円のままの場合。



- 令和2年度に価格改定のあった市区町村別委託料一覧※を国が作成し、実施機関に提供する。(例:A市 (旧)10,000円 → (新)10,050円)
(※)改定のなかった市区町村は掲載されない
- 実施機関において、クーポン券の金額を一覧と照合する。
- 価格改定のあった市区町村のクーポン券は、旧価格を新価格に修正(書き換え)し、請求する。※
(※)実施機関の判断により修正しない(書き換えない)場合は、旧価格で請求することとなり、旧価格で支払われる。

フローチャート

受診者が持参したクーポン券が令和元年度のものである

予診費用、接種費用を改定した市区町村のクーポン券である

有効期限が、2020年3月末以前のものであるかを確認する。

NO

YES

クーポン券の金額を修正する

NO

YES

クーポン券に記載のとおり
の金額(旧金額)で国保連へ
請求する

修正後の金額(新金額)で
国保連へ請求する

請求した金額のとおり支払われる

受診者が持参したクーポン券が令和2年度のものである

有効期限が、2020年4月以降のものであるかを確認する。

クーポン券に記載のとおり
の金額で国保連へ請求する

請求した金額のとおり
支払われる

クーポン券の修正方法

(例) 予防接種委託料単価を修正する場合

予防接種予約のみ	券種	予防接種予約券 (予約のみ)	2
	請求先	健康県青空市	123456
	接種費用	(税込) 9,999 円 (自己負担分を除く)	
	自己負担額	(税込) 9,999 円	
券番号	0000000153	有効期限	2020年 3月
(氏名) ママ ママ 先生			
			
2123456000000015309999			
予防接種	券種	予防接種券	3
	請求先	健康県青空市	123456
	接種費用	(税込) 9,999 円 (自己負担分を除く)	
	自己負担額	(税込) 9,999 円 10,000円	
券番号	0000000153	有効期限	2020年 3月
(氏名) ママ ママ 先生			
			
3123456000000015309999			

予防接種予約のみ	券種	予防接種予約券 (予約のみ)	2
	請求先	健康県青空市	123456
	接種費用	(税込) 9,999 円 (自己負担分を除く)	
	自己負担額	(税込) 9,999 円	
券番号	0000000153	有効期限	2020年 3月
(氏名) ママ ママ 先生			
			
2123456000000015309999			
予防接種	券種	予防接種券	3
	請求先	健康県青空市	123456
	接種費用	(税込) 9,999 円 (自己負担分を除く)	
	自己負担額	(税込) 9,999 円 10,000円	
券番号	0000000153	有効期限	2020年 3月
(氏名) ママ ママ 先生			
			
3123456000000015309999			

予防接種予約のみ	券種	予防接種予約券 (予約のみ)	2
	請求先	健康県青空市	123456
	接種費用	(税込) 9,999 円 (自己負担分を除く)	
	自己負担額	(税込) 9,999 円	
券番号	0000000153	有効期限	2020年 3月
(氏名) ママ ママ 先生			
			
2123456000000015309999			
予防接種	券種	予防接種券 (実 予防接種券)	3
	請求先	健康県青空市	123456
	接種費用	(税込) 9,999 円 (自己負担分を除く)	
	自己負担額	(税込) 9,999 円 10,000円	
券番号	0000000153	有効期限	2020年 3月
(氏名) ママ ママ 先生			
			
3123456000000015309999			

(注) 便宜上赤字で修正していますが、決まりはありません。
記載場所を含め、判読可能な修正をお願いいたします。

事 務 連 絡
令 和 2 年 1 月 8 日

各

都 道 府 県
保 健 所 設 置 市
特 別 区

 衛生主管部(局) 御中

厚生労働省健康局健康課
厚生労働省健康局結核感染症課

風しんの追加的対策に係る令和元年度に発行されたクーポン券の取扱いについて

風しんの追加的対策につきましては、多大なる御理解及び御協力を賜り感謝申し上げます。

令和元年度に発行したクーポン券の取扱いについては、「風しんの追加的対策に係る令和2年度の対応について（協力依頼）」（令和元年12月20日付け健康局健康課・結核感染症課事務連絡）において、令和2年度も使用可能とすることとしていましたが、令和2年度に風しんの第5期の定期接種に係る委託料（以下「委託料」という。）を変更する自治体における対応について、下記のとおり定めることとしますのでお知らせいたします。

つきましては、下記事項について関係者への周知等を図っていただくとともに、実施体制の整備について御協力をお願いいたします。

記

1 有効期限を延長したクーポン券の取扱いについて

- (1) 有効期限を延長したクーポン券で、委託料を改定したものについては、実施機関において、当該クーポン券を発行した市区町村の委託料改定の有無を確認（※以下3(2)で示す新旧価格表を使用。）し、クーポン券面額に変更がある場合は、旧金額に取り消し線を引き、その下部に改定後の金額を記載する。実施機関は、クーポン券を貼付した予診票の合計金額を請求金額として取りまとめの上、代行機関を通じて市区町村へ請求を行うものとする。
- (2) なお、委託料が改定された市区町村のクーポンであっても、実施機関において委託料の訂正がなされない（印刷済みの券面額がそのまま表示されたクーポンを代行機関に提出する）場合は、印刷済みの券面額により市区町村に請求される。このため、市区町村においては、改定後（令和2年度）の委託料と改定前（令和元年度）の委託料の両方の請求に対応する必要がある。

(3) 当該対応は、代行機関において令和元年度に発行したクーポン券による請求手続きを可能とするもので、令和2年度において委託料を改定しない場合は、有効期限の延長のみとなる。

2 前倒し発行したクーポン券の取扱いについて

令和元年度の当初に発行したクーポン券と、令和元年度末に前倒し発行した令和2年度用のクーポン券の券面額が異なる場合については、令和元年度中は、いずれも有効期間内であることから、実施機関は、印刷済みの券面額に基づき請求を行うものとする。このため、市区町村においては、改定後の委託料と改定前の委託料の両方の請求に対応する必要がある。

3 委託料改定を行う場合の手順

- (1) 委託料を改定する場合は、改定前の金額及び改定後の金額を、令和2年3月13日までに、別紙様式により、各都道府県担当において管内市区町村分を取りまとめ、厚生労働省健康局健康課予防接種室へ報告する。
- (2) 厚生労働省は、実施機関や代行機関等において委託料の確認を行えるよう、価格改定のあった市区町村について、新旧価格表を作成し、公表（周知）する。

4 その他

市区町村が委託料を改定する場合には、当該市区町村の新旧の委託料を公表するとともに、全国の実施機関等に目視での対応を求めることとなることについて、関係者と理解を共有しておく必要がある。また、当該市区町村内の実施機関への取扱いの周知については、当該市区町村が、関係者と協力の上遺漏なきを図るものとする。

【照会先】

厚生労働省健康局
健康課予防接種室調査管理係
(直通)03-3595-3287

事務連絡
令和元年 12 月 20 日

各〔都道府県〕
〔保健所設置市〕
〔特別区〕衛生主管部(局) 御中

厚生労働省健康局健康課
厚生労働省健康局結核感染症課

風しんの追加的対策に係る令和 2 年度の対応について（協力依頼）

風しんの追加的対策につきまして、多大なる御協力を賜り感謝申し上げます。

本対策の進捗について、本年度のクーポン券発送対象者のうち、本年 4 月から 9 月にクーポン券を使用し抗体検査を受けた者は約 87 万人（13%）に留まっています。令和 2 年 7 月からの東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を控え、訪日客の増加が見込まれるところ、風しんの発生及びまん延を防止するため、令和 2 年 7 月までに、本対策の対象者の抗体保有率を 85% に引き上げるという目標を掲げています。当該目標を達成するためには、抗体検査を 480 万人に受けていただく必要があることから、本対策の対象者に対してクーポン券を早期に発行することが非常に重要です。

このことを踏まえ、今般、令和 2 年度のクーポン券発行対象者について、別添「風しんの追加的対策の実施方法について」のとおり取りまとめましたので、お知らせいたします。

つきましては、下記事項について関係者への周知等を図っていただくとともに、実施体制の整備について御協力をお願いいたします。

記

1 令和 2 年度のクーポン券発行対象者について

- (1) 市区町村は、令和 2 年度の本対策の対象として、少なくとも昭和 41 年 4 月 2 日から昭和 47 年 4 月 1 日までの間に生まれた男性に対し、クーポン券の発行及び送付を行うこと。ただし、市区町村の希望に応じて、送付対象を拡大することも可能であるため、これまでのクーポン券の利用率及び風しんの発生状況等（※）を踏まえ、本年度及び令和 2 年度のクーポン券の発行対象でない世代（昭和 37 年 4 月 2 日から昭和 41 年 4 月 1 日までの間に生まれた男性）に対しても、クーポン券を発行及び送付することを積極的にご検討いただきたい。

※ 例えば、風しん患者が多数発生している又は訪日外国人が多い市区町村等。

参考：第 34 回厚生科学審議会感染症部会 資料 7

<https://www.mhlw.go.jp/content/10906000/000571663.pdf>

- (2) 令和 2 年度当初からクーポン券を使用できるよう、2 月末日の時点でクーポン券

を発送する対象者の数を確定した上でクーポン券を発行・送付し、3月中に対象者の手元に届くよう準備を行うこと。

- (3) 4月1日前後は市区町村間の住民異動が多いことから、転入者については4月末までにクーポン券を一括で発行・送付することが望ましい。
- (4) 市区町村の転出があった場合には、送付されたクーポン券が使用できないため、クーポン券の送付時に、転出先で再発行が必要である旨を対象者に周知すること。

2 令和元年度に発行されたクーポン券の取扱いについて

- (1) 令和元年度に発行されたクーポン券については、令和2年度も使用可能とする。
- (2) 令和元年度にクーポン券を発行したが未使用であった者に対しては、再勧奨を行うこと。なお、抗体検査の受検及び定期的予防接種を促進する観点から、クーポン券を再発行しても差し支えない。
- (3) 市区町村の転出があった場合には、令和元年度に送付されたクーポン券が使用できないため、再勧奨の際に、転出先で再発行が必要である旨を対象者に周知すること。
- (4) 令和2年度に予防接種価格を変更する自治体における対応については、関係機関と調整の上、追って連絡する。

【実施方法】

- ① 抗体検査の受検目標の達成に計画的に取り組むため、**3か年計画で、段階的に行う。**
- ② **1年目（～2020年3月）は、まずは昭和47年4月2日～昭和54年4月1日生まれ（約646万人）の男性に対して、市区町村からクーポン券を送付する。**
- ③ **2年目（～2021年3月）は、少なくとも昭和41年4月2日～昭和47年4月1日生まれ（約570万人）の男性に対して、市区町村からクーポン券を送付する。**

※ 市区町村の希望に応じて、送付対象を拡大することも可能であるため、これまでのクーポン券の利用率及び風しんの発生状況等を踏まえ、**2019年度及び2020年度のクーポン券の発行対象でない世代（昭和37年4月2日～昭和41年4月1日生まれ）の男性に対しても、クーポン券を発行**することを積極的にご検討いただきたい。

また、**2019年度に送付されたクーポン券は、2020年度も使用可能**とする。2019年度にクーポン券を発行したが未使用であった者に対しては、再勧奨を行うこと。なお、抗体検査の受検及び定期的予防接種を促進する観点から、クーポン券を再発行しても差し支えない。
- ④ なお、**対象者が市区町村に申し出た場合も、クーポン券を発行し抗体検査を受検できる**こととする。

風しんの追加的対策の実施方法について

【初年度（2019年度）及び次年度（2020年度）における取組】

昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性

昭和54年4月1日生

昭和37年4月2日生

約646万人（2019年度）

約570万人（2020年度）[※]

クーポン券の
送付対象者の方

約700万人

抗体検査を受ける
ことが見込まれる方

約145万人

予防接種を受ける
ことが見込まれる方

※ 2019年度及び2020年度のクーポン券の発行対象でない世代（昭和37年4月2日から昭和47年4月1日生まれ）に対しても、クーポン券を発行及び送付することを積極的にご検討いただきたい。

2020年4月以降に更に対策を進めることにより、2020年7月までに抗体保有率85%の目標達成を目指す。